

目 次

- 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について…………… 1
- 長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について…………… 2

公告第22号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を次のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定に基づき、平成17年9月16日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成17年9月20日

長野県市町村職員共済組合
理事長 伊 藤 喜 平

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第2号）の一部を次のように変更する。

第9条第2項の表第1区の項中「及び東御市」を「、東御市及び安曇野市」に改め、同表第2区の項中「、南安曇郡」を削り、同条第3項の表第1区の項中「及び東御市」を「、東御市及び安曇野市」に改め、同表第2区の項中「、南安曇郡」を削る。

附 則

この変更は、平成17年10月1日から施行する。

公告第23号

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部を次のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定に基づき、平成17年9月16日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成17年9月20日

長野県市町村職員共済組合
理事長 伊藤喜平

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則（昭和37年公告第4号）の一部を次のように変更する。

第17条の4第3項中「、寒冷地手当」を削る。

第18条第2項中「、勤勉手当及び寒冷地手当」を「及び勤勉手当」に改める。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。